

(答申第155号)

答 申

第1 審査会の結論

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター（以下「実施機関」という。）が行った公文書非公開決定（不存在）は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書の公開請求

(1) 審査請求人は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、平成30年12月15日付けで実施機関に対し、次のとおり公文書公開請求を行った（以下「本件公開請求」という。）。

(2) 本件公開請求の内容

- ①請求者(〇〇〇〇)が岐阜県総合医療センターでの業務内容を同僚と共有する目的で記載していたノート等書類一式（以下「本件対象文書」という。）
- ②本件対象文書が廃棄されている場合は、その公文書の廃棄手続きに関する書類一式

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に係る公文書を作成又は取得していないことを理由として公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成30年12月26日付け総医第474号により、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として平成30年12月30日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第18条第1項の規定に基づき、平成31年1月31日付け総医第547号で、本件審査請求について、岐阜県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、直ちに保有する文書を公開せよ。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、おおむね以下のとおりである。以下のとおり、本件対象文書は明らかに公文書の様式を具備し、かつ存在することが明らかである。

(1) 本件対象文書は、岐阜県総合医療センター情報交流棟1階の請求者自席の引き出しに収納されていた。

- (2) 本件対象文書は、請求者の退職後の現在に至るまで返還されていない。
- (3) 本件対象文書は、岐阜県総合医療センター内で業務に従事する多数の従業員によって閲覧されることを前提として作成し当該事業場に設置されていた。

第4 実施機関の主張

1 趣旨

本件処分は適法かつ妥当なものである。

2 本件処分の理由

実施機関が主張する本件処分の理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 文書不存在とした理由について

本件対象文書は、少なくとも実施機関の職員が自ら職務上、作成しているものではない。

また、実施機関が医事業務を委託している〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「〇〇〇〇〇〇」という。）との委託契約上、実施機関に提出するものではなく、報告も通知も受けていないため取得していない。

(2) 本件対象文書が条例第2条第2項本文の公文書に該当しないことについて

本件対象文書が収納されていたと審査請求人が主張する、岐阜県総合医療センター情報交流棟1階の請求者自席は、〇〇〇〇〇事務スペースに設置され、医事業務の用に供するため〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に使用させているものである。

仮に、この席の引き出しに本件対象文書が存在したとしても、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の占有下にあるものと考えられることから、実施機関の公文書であるとは認められない。

(3) なお、本件公開請求については、請求内容に個人名が含まれているものの、請求の趣旨は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が管理する文書の公開を求めるものであり、実施機関の公文書ではない文書の公開を求めるものであるため、その存否を応答することにより何らの個人情報も明らかにするものではないことから、不存在と回答したものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分の妥当性について

審査請求人は、本件対象文書は実施機関の公文書であるため、本件処分を取り消し公開することを求めている。

これに対し、実施機関は、本件公開請求に係る公文書を作成又は取得しておらず、また、仮に、本件対象文書が岐阜県総合医療センター内に存在したとしても、条例2条2項本文の公文書には該当しないため、不存在を理由とする非公開決定をしたと主張していることから、これらの点について、以下検討する。

(1) 条例第2条第2項本文（公文書）の趣旨

条例第2条第2項本文は、条例の対象となる公文書について、実施機関の

職員（県が設立した地方独立行政法人にあっては、役員を含む。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう、と規定している。

ここで、「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内において作成し、又は取得した場合をいう。

次に、「実施機関が保有しているもの」とは、実施機関が所持している文書をいい、また、所持とは、物を事実上支配している状態をいい、当該文書を事実上支配（当該文書の作成、保存、閲覧・提供、移管・廃棄等の取扱いを判断する権限を有していること。）していれば、所持に該当し、保有しているということができる。

（２） 条例第２条第２項本文該当性について

審査請求人は、岐阜県総合医療センター情報交流棟１階の請求者自席の引き出しに収納されていたこと等をもって本件対象文書は公文書の様式を具備していると主張している。

この点について、当審査会が実施機関から聴取したところによれば、この席は、〇〇〇〇〇事務スペースに設置され、医事業務の用に供するため〇〇〇〇〇〇に使用させているものである。

そうすると、仮に、審査請求人が主張するように、岐阜県総合医療センター情報交流棟１階の請求者の自席の引き出しに、本件対象文書が存在し、保管されているとしても、本件対象文書は〇〇〇〇〇が管理しているものであると認められ、実施機関が事実上支配しているとはいえない。

また、実施機関によれば、本件対象文書は、委託契約上実施機関に対して提出を義務付けられているものではなく、提供を求める運用もないことから、本件対象文書を取得していないとのことである。

なお、本件対象文書は、〇〇〇〇〇の従業員が業務内容を同僚と共有する目的で記載していたノート等であることから、その性質上、〇〇〇〇〇従業員により作成されるものであって、実施機関の職員が職務上、作成するものではないことは明らかである。

以上のことから、実施機関が本件対象文書を保有しているとは認められない。

また、本件対象文書が実施機関の保有する公文書であるとはいえないことから、公文書としての本件対象文書の廃棄手続きに関する書類についても、実施機関が保有していないことは明らかである。

したがって、本件処分は妥当である。

２ 結論

以上により、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

第６ 審査会の処理経過

当審査会は、本件諮問事案について、以下のように審査を行った。

審 査 の 経 過	
平成31年1月31日	実施機関から諮問を受けた。
平成31年3月5日	実施機関から弁明書（写し）を受領した。
平成31年4月26日 （第159回審査会）	諮問事案の審議を行った。
令和元年5月21日 （第160回審査会）	実施機関から口頭意見陳述を受けた。 諮問事案の審議を行った。
令和元年6月21日 （第161回審査会）	諮問事案の審議を行った。

（参考） 岐阜県情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	加藤 享子	岐阜県商工会女性部連合会	
	川田 智子	行政書士	
会 長	栗山 知	弁護士	
	下條 芳明	朝日大学法学部教授	
	和田 恵	弁護士	

（五十音順）